

美しい風景に出会えるまち

「景観って最近よく聞けれど、言葉がよくわからない」という方も多いのではないのでしょうか。今回の「景観まちづくり特集号」では、秦野市の景観まちづくりでよく使われる用語から話題を集めてみました。

はだの景観 キーワード2011

アイストップ

通りの正面など、視線を引き付ける位置にある山や建物のことです。角地に面した住宅や商店などでは、緑を効果的に使うと通る人の目を引きまします。



通りから見える針葉樹のシンボルツリーが目を引く住宅

意匠

デザイン(外観)のことです。

遠景・中景・近景

見る場所から見る対象までの距離によって景観を分類したもので、遠景は市街地から見える丹沢の山並みや富士山への眺望、中景は山麓の山並みや家並み、近景は建物、樹木、史跡などを指します。



近くの建物や街路樹から丹沢の山並みまで一度に望める渋沢駅北口

屋外広告物

店舗や事業所の「看板」などのことで、「屋外広告物法」という法律によって規定されています。本市では、「秦野市屋外広告物条例」によって、面積や高さ、色彩の基準を設けています。



気づくと普段からたくさん目にする屋外広告物

外構

垣、さく、塀、門、生垣など、建物を囲む構造物や、それらが創り出す空間のことです。

仰瞰

見上げて眺めることです。本市では、市街地からも丹沢の山並みを望むことができます。



北地区から望む丹沢の山並み

基調色

建物の壁面などの色彩のうち、もっとも大きな面積の色彩をいいます。本市では、景観計画の中でマンセル値により色彩の基準を定めています。

景観

ある場所から見る「目で感じるもの」のことで、単に景色としてあるだけでなく、それを「観る」という人の行為が含まれるものとされています。



建物、樹木、水、生き物、人など様々なものが創り出す景観

景観計画

景観法の規定によって県や市町村が定める計画で、建物のデザインや色彩の基準など、景観に配慮するための方法が書かれています。本市では、「ふるさと秦野生活美観計画」の名称で平成18年4月から運用しています。

景観法

平成16年に施行された法律で、良好な景観をつくるための法的なしくみを用意したものです。

景観まちづくり

よりよい景観を創り出すことは快適でうまいのあるまちづくりを進めることであり、「景観」と「まちづくり」を切り離せないという考え方から、本市では「景観まちづくり」という用語を使っています。

景観まちづくりサポーター

景観まちづくり条例に位置づけられ、地域の景観の保全・活用やイベントの開催などに協力する市民ボランティアです。現在、23人を市が認定しています。

景観まちづくり市民会議

景観まちづくり条例に位置づけられ、市民と行政のパイプ役として、景観まちづくりの普及などを行う自主運営の市民組織です。現在、11人の委員が活動しています。



公民館まつりで地域の「景観の良いところ」を展示発表

景観まちづくり条例

市民・事業者・行政の協働(ともに考え、行動すること)による景観まちづくりについて必要な事項や制度を定めたもので、平成18年4月に施行しました。

原風景

人の心の奥にあり、懐かしさの感情を伴う風景のことで、ものの考え方に大きな影響を及ぼした幼少時の体験を思い起こさせるものといわれています。

色彩計画

建物の屋根や外壁、さく、塀などの色彩を周囲の景観にあわせて一体的にデザインすることです。



本体と支柱の色彩が一体的にデザインされた水無川沿いのガスタンク

シークエンス

歩きながら移り変わる景観のことです。本市の中心部を流れる水無川河川敷の散策路からは、四季折々の様々な景観を楽しむことができます。



市民に親しまれる水無川河川敷の散策路

借景

敷地の外にある山や樹木などの自然物を敷地内の景観の背景にすることで、一体的な景観を創り出すことをいいます。



遠くの丹沢の山並みを含めた一つの絵画のような住まい

修景

よりよい景観をつくるために、建物などの外観を周囲の景観と合わせることです。



室外機を目隠しや塀に自然素材を使う方法も